

27 日 獣 発 第 54 号

平成 27 年 5 月 21 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

台湾における口蹄疫の発生について

このことについて、平成 27 年 5 月 8 日付け 27 消安第 1007 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①平成 27 年 5 月 8 日付けで台湾農業委員会から、金門県の牛飼育農場において口蹄疫（A 型）の発生が確認された旨の発表があったこと、②同地域における本病の発生については、2013 年 5 月 27 日の台中市烏日区における O 型の発生以来、約 2 年振りに確認されたものであること、③東アジア地域では、近年、中国、韓国、モンゴル等において口蹄疫が連続しており、我が国との人の往来や物流の盛んである台湾において発生が確認されたことにより、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは一段と高い状況になったと考えられること、④については、より一層の口蹄疫に関する情報の共有を行い、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底及び的確な初動対応の再確認について、万全を期すよう、都道府県家畜衛生主務部長宛てに通知したので、了知の上、本会会員に周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第1007号
平成27年5月8日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

台湾における口蹄疫の発生について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添の都道府県宛て通知したので、了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力お願いします。



都道府県家畜衛生主務部長 宛て

農林水産省消費・安全局 動物衛生課長

台湾における口蹄疫の発生について

標記について、本日、台湾農業委員会から、金門（キンモン）県の牛飼育農場において口蹄疫（A型）の発生が確認された旨の発表がありました（別紙）。同地域における本病の発生については、2013年5月27日の台中市烏日（ウジツ）区におけるO型の発生以来、約2年ぶりに確認されたものとなります。

東アジア地域では、近年、中国、韓国、モンゴル等において口蹄疫が続発しているところですが、我が国との人の往来や物流も盛んである台湾において発生が確認されたことにより、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは一段と高い状況になったと考えられます。

つきましては、より一層の口蹄疫に関する情報の共有を行い、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、特に、下記の事項に留意の上、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底及び的確な初動対応の再確認について万全を期するようお願いいたします。

なお、今般の発生を受け、我が国への口蹄疫侵入防止のため、別添により、動物検疫所に対して水際検疫のより一層の徹底を指示していることを申し添えます。

記

1 飼養衛生管理基準の遵守の再徹底について

本病の発生防止のためには、畜産農家のウイルス侵入防止措置が極めて重要であるので、都道府県は畜産農家等に対し、台湾における口蹄疫の発生を伝えるとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう改めて指導し、特に、次の点に留意の上、その実施状況を確認すること。

- ① 農場での人及び車両の出入りに当たり、消毒等を徹底すること。
- ② 畜産関係者に対して、口蹄疫が発生している国・地域への渡航自粛等の指導を徹底し、当該国・地域に滞在していたためにウイルスを伝播させる可能性がある人及び物品を農場に近づけないこと。
- ③ 家畜の所有者、獣医師等に対して、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底すること。

2 的確な初動対応の再確認について

都道府県が家畜の所有者、獣医師等から上記1の③の届出を受けた場合には、遅滞なく、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）第3の規定に基づく対応を的確に行うよう徹底すること。また、万が一、口蹄疫が発生した際に備え、同防疫指針第2の2の（9）の規定に基づく市町村、関係団体等との連携体制について改めて確認すること。

写

27消安第1007号

平成27年5月8日

動物検疫所長 殿

動物衛生課長

台湾における口蹄疫の発生について

従前より、動物検疫所においては、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入防止の観点から、海外から輸入される畜産物等の適切な検疫業務を実施しているほか、空海港での入国者の靴底消毒及び車両消毒並びに海外での家畜との接触歴等に関する質問の実施など、水際検疫を徹底していただいているところです。

本日、台湾農業委員会から、金門（キンモン）県の牛飼育農場において口蹄疫（A型）の発生が確認された旨の発表がありました（別紙）。同地域における本病の発生については、2013年5月27日の台中市烏日（ウジツ）区における口蹄疫（O型）の発生以来、約2年ぶりに確認されたものであり、また、これまで同地域では口蹄疫（A型）の発生は確認されておられません。

東アジア地域では、本年に入ってから中国、韓国、モンゴル等において口蹄疫が續発しており、我が国との人の往来や物流も盛んである台湾において発生が確認されたことにより、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは一段と高い状況になったと考えられます。

2020年の訪日外国人旅客数2,000万人の達成に向け、今後も人の往来や物流がより一層盛んになることから、本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、下記事項に留意の上、水際検疫をより一層徹底していただくようお願いします。

記

- 1 台湾、中国、韓国等からの入国者の手荷物を中心とした携帯品検査の強化を図ること。
- 2 台湾、中国、韓国等の口蹄疫発生地域からの入国者の靴底消毒及び車両の消毒をより一層徹底すること。
- 3 関係機関及び団体と連携し、偶蹄類の動物及びそれらの動物由来の肉等の輸入禁止措置並びに船舶・航空機内で発生した厨芥残渣の適正処理を徹底すること。

(参考情報) 台湾農業委員会公表情報

台湾農業委員会プレスリリース (2015年5月8日付け)

http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=baphiq_news_8161

(仮訳)

金門県の牛1頭におけるモニタリング検査の結果、A型口蹄疫と確定診断、殺処分及び必要な防疫措置を実施

行政院農業委員会(以下「農委会」)動植物防疫検疫局(以下「防検局」)は8日、7日に農委会家畜衛生試験所から通報を受け、金門県の牛農場において実施された定期モニタリング検査の初歩検査において1頭の牛からA型口蹄疫として疑われるウイルス核酸が検出された件について、本日、専門家チームが会議を開催し、専門家で核酸配列について分析した結果、2013年に中国・広東省で発生したA型口蹄疫と99%の相同性を有すると発表した。専門家は現場の状況から発生状況を評価したが、疾病の拡散する兆候はなかった。防疫局は同日、防疫緊急対応チーム会議を開催し、口蹄疫ウイルスの拡散を防止するために以下の厳密な防疫措置の実施を決めた:

1. 殺処分: 発生農場からの移動制限、農場の全ての偶蹄類動物の殺処分、清掃及び消毒並びに感染源の追跡
2. 動物の移動制限: 発生農場から半径3km以内で飼養されている偶蹄類動物の移動制限
3. 動物のモニタリングと農場訪問: 発生農場から半径3km以内で飼養されている偶蹄類動物の臨床観察、半径1km以内で飼養されている偶蹄類動物における検体の採取。その後、全県で偶蹄類動物の臨床観察の実施。
4. 食肉市場、と畜場及び動物輸送車両の清掃・消毒: 専門の業者によると畜場及び動物輸送車両の清掃・消毒
5. 食肉市場に隣接すると畜場における衛生検査の強化: 直ちに牛の由来農場を特定するための追跡調査を実施できるように、と畜前後検査の強化
6. 追跡調査: 牛の由来農場を検出するためのフィールド調査の実施
7. 金門県からの偶蹄類動物の生体、生鮮肉及び加工肉の輸出禁止

金門県で発生したA型口蹄疫ウイルス台湾本土への侵入を防止するための偶蹄類動物飼養者団体による対策

防疫局の説明によれば、金門県で発生したA型口蹄疫ウイルスの台湾本土への侵入を防止するために、防疫局及び偶蹄類動物飼養者団体は以下の防疫対策の強化を図った:

1. 国境検疫の強化: 行政院海岸巡防署、財政部税務署及び防疫局の各局は漁港、沿岸及び国際空港 動物及びその製品の違法な持込みをせず自国に持ち帰るよう民衆に要請
2. 疫学調査: 過去に金門県から偶蹄類動物を受け入れた台湾本土のと畜場に対して、管轄動物防疫機関が半径3km以内の疫学調査を実施

3. 人・車両の出入りの管理：

必要な場合を除き、農場内への人の立ち入り及び動物運搬車両、化製車、飼料運搬車及びその運転手等の進入を厳しく禁止し、車両が農場内に出入りする際に厳密に消毒を実施。

4. 農場における自主的な動物の健康状況の観察：

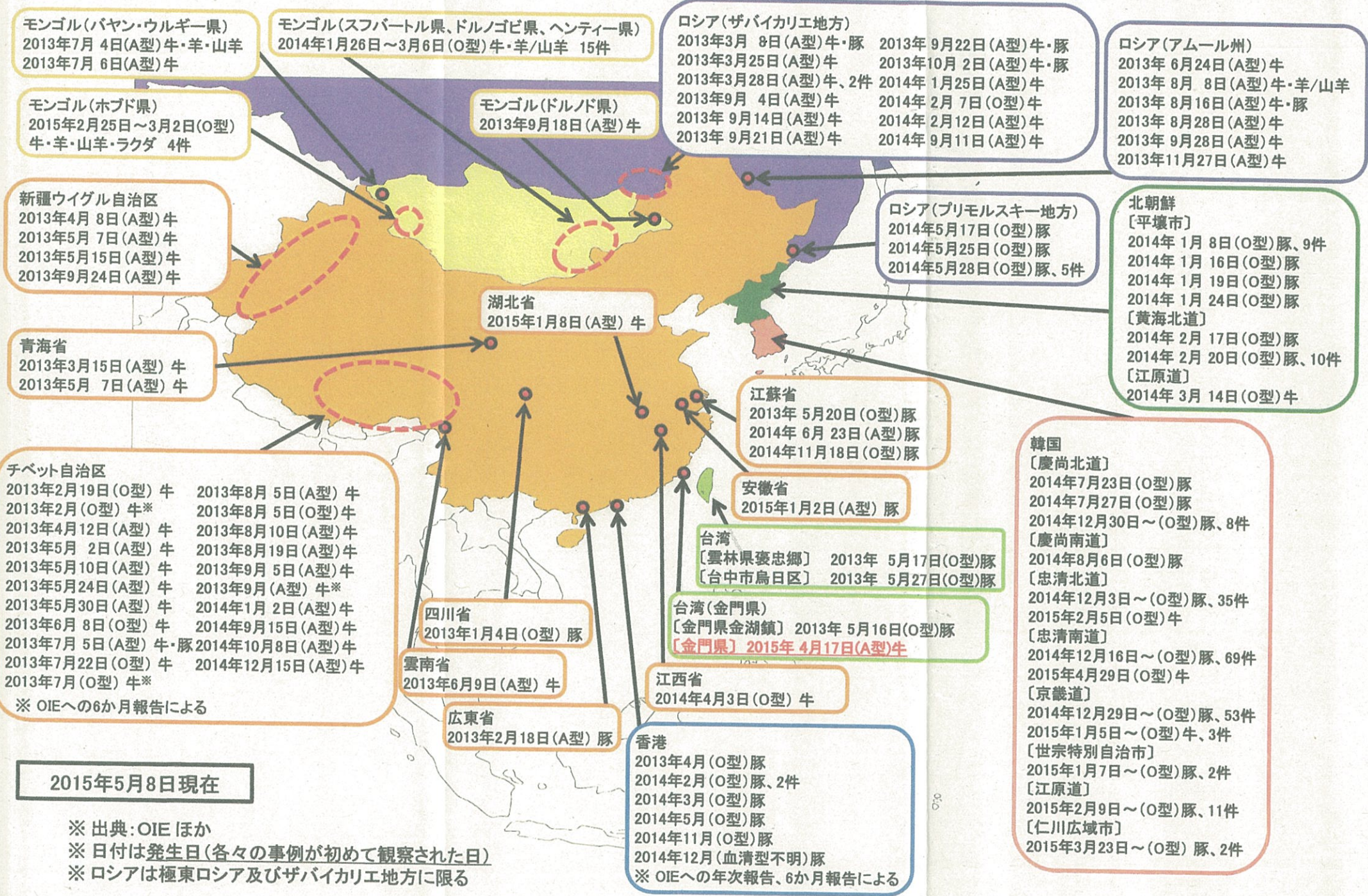
農場内の動物の健康状況観察を強化し、疑い又は発生事例を発見した場合には、規定に基づき、速やかに動物防疫機関に通報。

5. 疾病が発生している国・地域の動物が飼養されている場所への業者の訪問の自粛：

業者に対して、中国等の疾病が発生している国・地域の動物が飼養されている場所へ訪問しないようにし、また、国から戻った際には衣類や靴を履き替え靴底消毒を実施するとともに、飼養動物の健康及び防疫のため、1週間経ってから動物の飼養場に入るよう要請。

〔本情報は、台湾農業委員会が、5月8日に公表した情報について、機械翻訳等に基づき仮訳を作成したもの。〕

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況 (2013年1月以降の発生)



2015年5月8日現在

※ 出典: OIE ほか
 ※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)
 ※ ロシアは極東ロシア及びザバイカリエ地方に限る